

# 「職場における熱中症予防対策」 をご存知ですか？

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、

**めまい・失神 筋肉痛・筋肉の硬直 大量発汗**  
**頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感**  
**意識障害・けいれん・手足の運動障害 高体温**

のような症状が現れます。

松江労働基準監督署管内において上記熱中症により医療機関で治療をされた労働者は、平成25年は27名、平成26年は12名、平成27年は16名、平成28年は18名にのぼっており、5月から9月にかけて発生しています。

## 職場の熱中症対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策について、次の事項をチェックしてみましょう。

職場における熱中症予防対策（平成21年6月19日付け基発第0619001号）
① WBGT値（暑さ指数）を知っていますか
② WBGT値（暑さ指数）の低減を図っていますか
③ 休憩場所は整備していますか
④ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか
⑤ 高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか
⑥ 自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか
⑦ 労働者に透湿性・通気性の良い服装や帽子を着用させていますか
⑧ 作業中の巡視を行っていますか
⑨ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換等の措置を講じていますか
⑩ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか
⑪ 作業開始前、作業中に、労働者の健康状態を確認していますか
⑫ 体温計等を常備し、必要に応じて身体を確認できるようにしていますか
⑬ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか
⑭ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか
⑮ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか

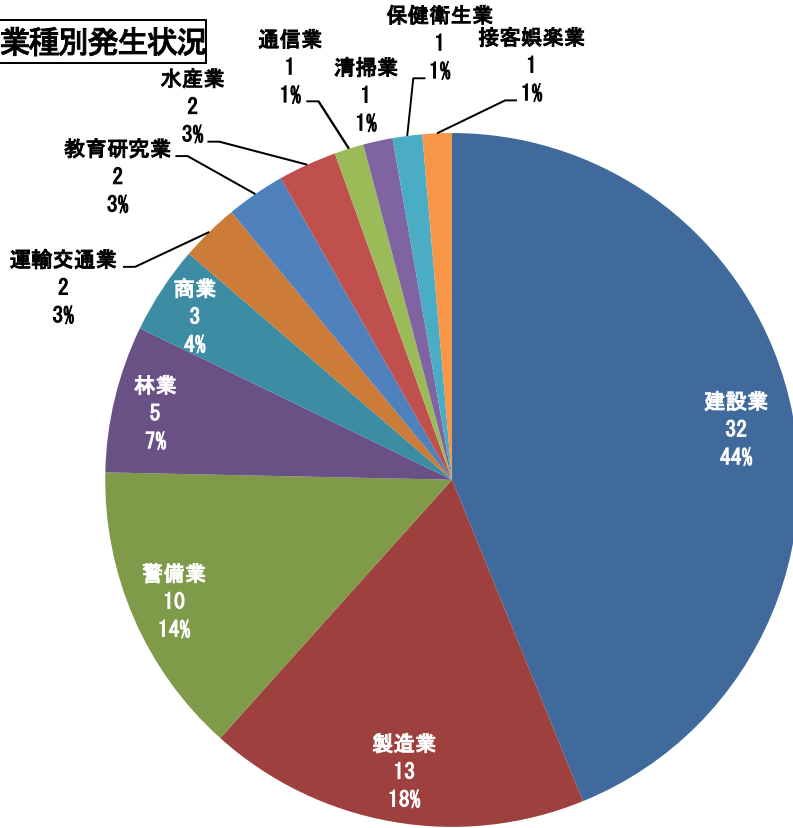
**高温多湿な環境では熱中症が多発します**  
**職場の熱中症予防に努めましょう！**

# 熱中症発生状況について

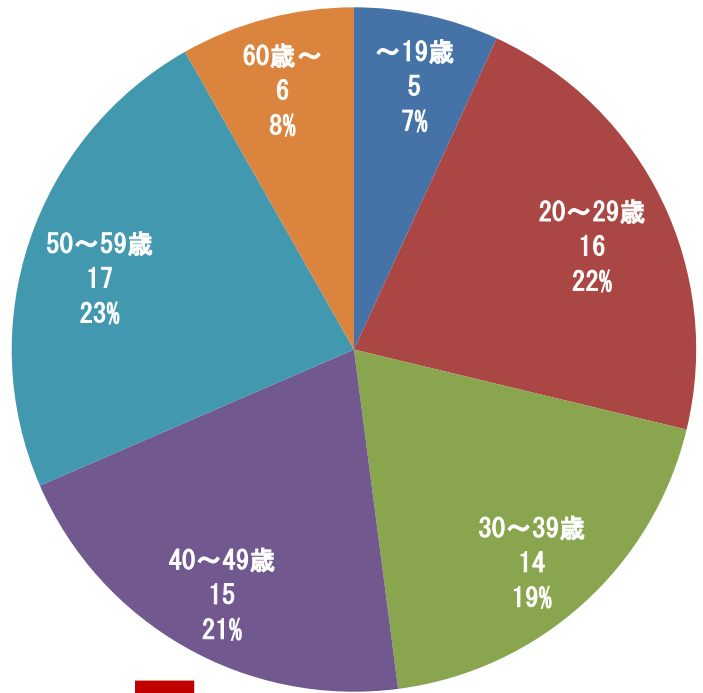
平成25年から平成28年に松江労働基準監督署管内で発生した熱中症73件を分析したところ、次のような状況となりました。職場における熱中症を予防するためにお役立てください。

なお、熱中症予防対策の詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。

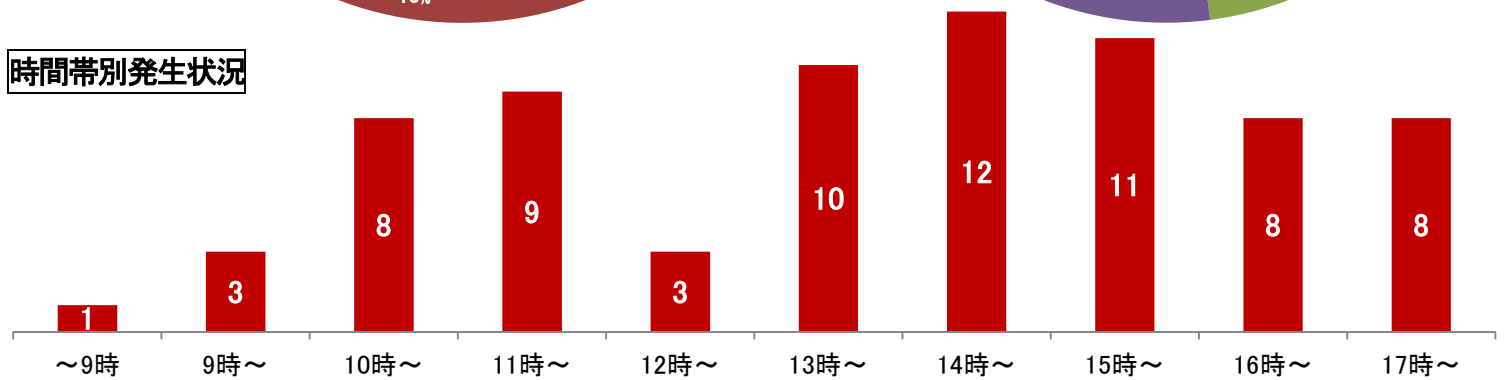
業種別発生状況



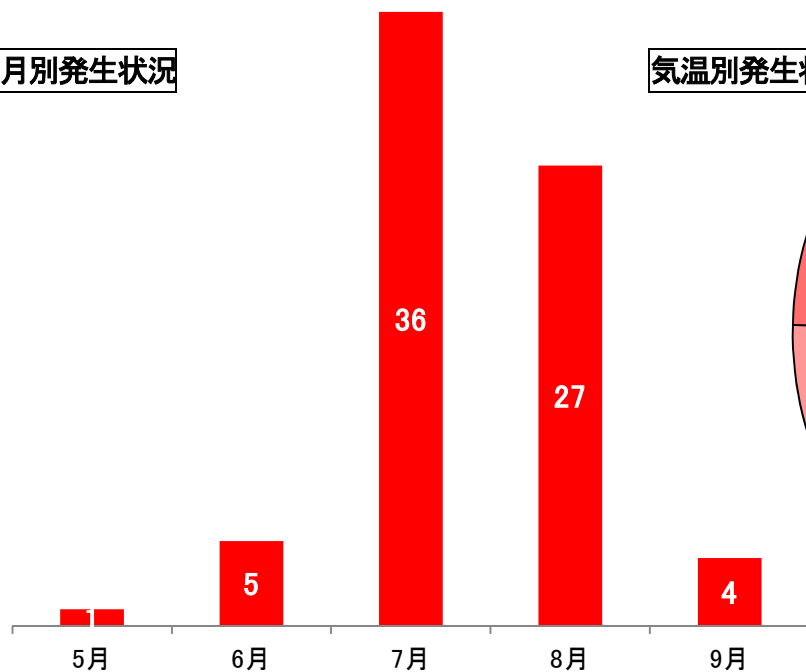
年齢別発生状況



時間帯別発生状況



月別発生状況



気温別発生状況

